

1. 宇陀市連合自治会補助金

1. 趣旨・目的

地域における自主的な住民意識の確立及び自治意識の向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

宇陀市連合自治会の健全な育成と円滑な運営を支援し、自治意識の向上を図るために、補助を行います。

対象団体

宇陀市連合自治会

対象事業

補助金算出基礎:均等割、自治会戸数割等

公募時期

補助額

上記対象事業と同じ

問合せ先

政策推進部 市民協働課
電話:0745-82-2130(IP:0745-88-9085)



2. 宇陀市自治会掲示板設置事業補助金

1. 趣旨・目的

自治会のコミュニティ活動の円滑な推進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会が行う掲示板の新設、建替え又は修繕に対する補助を行います。

対象団体

自治会

対象事業

- 掲示板の新設又は建替えに要する経費
(掲示板1基あたり新設又は建替えに要する経費の1/2以内の額とし、50,000円を限度とする。)
- 掲示板の修繕に要する経費
(掲示板1基あたり修繕に要する経費の1/2以内の額とし、20,000円を限度とする。)

公募時期

R7年6月1日～R7年9月30日(R8年度事業分)

補助額

新設・建替え 50,000円以内 修繕 20,000円以内

問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話:0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話:0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話:0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)

3. 宇陀市集会所等コミュニティ施設整備事業補助金

1. 趣旨・目的

地域における住民の自主的な活動を支援し、市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会等が行う集会所等の新築、改築、増築又は改修に要する経費について補助を行います。

対象団体

市内の一定の区域を単位として多目的かつ一般的な地域共同活動を行うために当該区域内に居住している者を構成員として任意に結成されている自治組織又は地方自治法第260条の2に基づく認可地縁団体を対象とする。

対象事業

- 新築 更地に集会所等を建築すること。
- 改築 既存の集会所等の建物の全部か一部を取り壊した後に集会所等を再建築すること。
- 増築 既存の建物の床面積等を増加すること。
(対象施設に係る増築であって、当該増改築に要する経費が30万円以上で、事業を行う延床面積が20㎡以上の事業)
- 改修 集会所等の修繕、模様替えその他集会所等の本来の機能を維持するために改良すること。
(対象施設に係る改修であって、当該改修に要する経費が30万円以上である事業)

公募時期

R7年6月1日～R7年9月30日(R8年度事業分)
(見積の写し、図面、写真等の添付が必要です。申請できるかどうか、手続きはどのようにするのかなど相談してください。)

補助額

【新築及び改築】 ※補助額については、見直しを予定しています。
補助対象額の1/2以内の額であって、次に掲げる場合に依り当該区分に定める額を超えない範囲内において市長が定める額

- ① 単一自治会等で行う場合 1,000万円
- ② 2つの自治会等で共同して行う場合 1,200万円
- ③ 3つ以上の自治会等で共同して行う場合 1,500万円

【増築及び改修】
補助対象額の1/2以内の額であって、200万円を超えない範囲内において市長が定める額

問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話:0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話:0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話:0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)

4. 一般コミュニティ助成事業

1. 趣旨・目的

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とします。

2. 事業内容

内容

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等の整備を図ることによる活力ある地域づくり等に対して助成を行います。

対象団体

自治会

対象事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業を対象とする。

公募時期

R7年8月頃（R8年度事業分）

補助額

100万円から250万円まで（10万円単位）

問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話:0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話:0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話:0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)

5. 宇陀市国際交流推進事業補助金

1. 趣旨・目的

地域における国際交流事業の推進を図り、国際感覚豊かな人材を育成し、個性的で魅力的なまちづくりを進めることを目的とします。

2. 事業内容

内容

外国との交流活動を通じて互いの文化の理解に努め、友好親善を図ることを目的とする活動を実施する宇陀市内の団体に対する補助を行います。

対象団体

国際交流推進事業を実施する非営利団体で、次の要件のいずれにも該当しているものとする。

- ① 宇陀市内に所在地を置き、かつ、活動の基盤を有しているもの。
- ② 非営利団体の代表者及び構成員の過半数が、宇陀市民であること。
- ③ その他市長が必要と認めること。

対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、国際交流推進事業とし、次のいずれにも該当しないものとする。

- ① 営利を目的とする事業
- ② 政治及び宗教に関する事業
- ③ その他市長が不相当と認めた事業

公募時期

R7年4月～R8年3月末
(但し、前年度の9月末までにご相談下さい。)

補助額

40,000円

問合せ先

政策推進部 市民協働課
電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)



6. 地域受入協議会支援事業補助金

1. 趣旨・目的

移住・二地域居住に向けた活動を行う地域受入協議会の支援を目的とします。

2. 事業内容

内容

移住・二地域居住に向けた活動を行う地域受入協議会全般に対する助成を行います。

対象団体

地域受入協議会（まちづくり協議会、NPO（特定非営利活動法人）、ボランティア団体等の移住、二地域居住及び定住を支援する団体）

対象事業

地域受入協議会の運営、勉強会、空き家情報の収集等、先進地視察、受入のルール・移住者サポート体制作り

公募時期

新規の募集はありません。

補助額

上限50万円

問合せ先

政策推進部 市民協働課
電話：0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)

7. 宇陀市いきいき地域づくり補助金

1. 趣旨・目的

まちづくり協議会の活動に対する補助を目的とします。

2. 事業内容

内容

宇陀市まちづくり協議会に関する規則に基づき認定した「宇陀市まちづくり協議会」を対象として、その活動に対する補助を行います。

対象団体

まちづくり協議会

対象事業

まちづくり協議会が実施する事業であり、次に掲げるもの。

- ①地域の保健、医療及び福祉に関する事業
- ②地域の環境美化及び保全に関する事業
- ③地域の産業及び経済が活性化する事業
- ④地域の教育及び文化の振興に関する事業
- ⑤地域の課題及び問題を解決する事業
- ⑥個性豊かな地域社会を実現する事業
- ⑦地域の活力を創造する事業
- ⑧その他市長が必要と認める事業

公募時期

R7年4月～R8年3月

※対象団体には、4月上旬にご案内します。

補助額

地域の人口及び面積等により決定（下限350千円）

問合せ先

政策推進部 市民協働課

電話：0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)

8. 宇陀市いきいき地域づくり補助金（活動支援分）

1. 趣旨・目的

市民協働によるまちづくりを推進していくため、まちづくり協議会において市が提案する事業を実施していただくことにより、持続可能なまちを実現することを目的とします。

2. 事業内容

内容

まちづくり協議会が、市から提案する事業を実施するにあたり補助を行います。

対象団体

まちづくり協議会

対象事業

まちづくり協議会が実施する事業であり、次に掲げるもの。

- ①安心して暮らせる地域づくり（集落活動サポート、生活支援サポート、ワンコインサービス）
- ②移住定住による地域づくり（空き家解消、定住サポート）
- ③地域資源の活用（特産品開発、マルシェ等）
- ④地域文化と地域財産の活用（観光資源の整備、観光マップ、冊子作成等）

公募時期

R7年4月～

補助額

事業費全体で100万円以内

問合せ先

政策推進部 市民協働課
電話：0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)



9. 地域づくりアドバイザー支援事業

1. 趣旨・目的

地域づくり活動を支援することを目的とします。

2. 事業内容

内容

まちづくり協議会の活動を側面から支援(情報提供、事業計画への参画)し、地域の皆さんとともに積極的な地域づくり活動の支援を行います。

対象団体

まちづくり協議会

備考

○人数 計3名

問合せ先

政策推進部 市民協働課
電話:0745-82-2130(IP:0745-88-9085)

10. 宇陀市地域活性化推進事業補助金

1. 趣旨・目的

地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進することを目的とします。

2. 事業内容

内容

地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進する事業に要する経費について補助を行います。

対象団体

市内団体

対象事業

地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進する事業

公募時期

R7年4月～R8年3月末（但し、前年度の9月末までにご相談下さい。）

補助額

各事業単位で補助額を決定

問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話:0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話:0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話:0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)

11. 宇陀市まちづくり活動応援補助金

1. 趣旨・目的

市民による主体的及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進することを目的とします。

2. 事業内容

内容

市民による主体的及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進するため事業に要する経費について補助を行います。

対象団体

対象となる団体は、次の要件の全てに該当するものとする。

- ①市内で主に活動し、3人以上で構成されている（うち半数以上が市内に在住、在勤又は在学）。
- ②定款、規約、会則などがあり、それに基づいて活動が行われている。
- ③政治活動、宗教活動、営利を目的としない団体である。

対象事業

市内において補助の対象となる団体が実施する新規又は既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり事業で、次のいずれかに該当するもの。

- ①産業・ものづくりの振興
- ②観光振興
- ③健康・福祉の推進、児童生徒の健全育成推進
- ④芸術・文化・スポーツなど生涯学習の振興
- ⑤景観美化、環境保全、地域の安全推進
- ⑥その他地域の活性化につながる事業

公募時期

R8年3月頃（R8年度事業分）

補助額

上限50万円

問合せ先

政策推進部 市民協働課
電話：0745-82-2130（IP:0745-88-9085）



12. 奈良県自治会等連携補助金

1. 趣旨・目的

自治会、まちづくり協議会等が、その他の地域団体等と新たに連携して、住民主体で地域課題の解決に取り組む活動を支援することにより、地域コミュニティの活性化を目指します。

2. 事業内容

内容

自治会、まちづくり協議会等が他の地域団体と新たに連携し、住民主体で行う地域課題の解決に向けた取組について助成を行います。

対象団体

自治会、まちづくり協議会等

対象事業

自治会、まちづくり協議会等が、地域課題の解決のため、他の地域団体等と新たに連携して実施する次に掲げる補助テーマのいずれかに沿った事業。

- ①高齢者への対応
- ②地域での子どもの育み
- ③災害への備え
- ④情報通信技術 (ICT) の活用と広報の強化
- ⑤地域への愛着や帰属意識の向上
- ⑥その他、地域課題の解決に資すること

公募時期

R7年4月15日～R7年5月30日（申請書類提出期間）

補助額

過年度交付団体以外 補助率10/10
過年度交付団体 補助率1/2
（上限50万円、県全体で10件程度採択予定）

問合せ先

政策推進部 市民協働課
電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)
奈良県知事公室市町村振興課
電話:0742-27-9984

13. 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

1. 趣旨・目的

過疎集落の生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興するために、地域運営組織等が行う取り組みを支援することにより、継続的な集落の維持、活性化を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

集落の維持・活性化のため、基幹集落を中心に複数集落で構成される「集落ネットワーク圏」における取組を支援するため、交付金を交付します。

対象団体

まちづくり協議会等(地域運営組織)

対象事業

地域コミュニティ組織による活性化プランの策定、活性化プランに基づく日常生活支援機能の確保や地域産業の振興に係る事業等を対象とする。

○地域の総合サービス拠点整備・定住支援・見守りサービス・小さなビジネスの展開(特産品開発等)等

公募時期

R7年12月～R8年1月(R8年度事業分)
(但し、事前にご相談下さい。)

補助額

上限1,500万円

但し、以下の事業を実施する場合は、上限額を下記のとおりとする。

- ①専門人材を活用する事業 (2,000万円)
 - ②ICT等技術を活用する事業 (2,500万円)
 - ③上記①・②を併用する事業 (3,000万円)
- (上乘せ分は、①、②、③の事業のみに充てることができるものとする。)

問合せ先

政策推進部 企画課
電話:0745-82-1362(IP:0745-88-9074)

14. 宇陀市防犯灯設置事業補助金

1. 趣旨・目的

市民の防犯意識を高め、犯罪の防止と通行の安全を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

防犯灯の新設または照明器具の更新に対する補助を行います。

対象団体

自治会等

対象事業

防犯灯の新設 支柱の設置を伴う場合	10,000円 (LED灯 14,000円)
既存支柱等に設置する場合	6,000円 (LED灯 10,000円)
防犯灯の照明器具の交換に要する経費	3,000円 (LED灯 7,000円)

公募時期

R7年6月1日～R7年9月30日 (R8年度事業分)

補助額

3,000円～14,000円

問合せ先

総務部	危機管理課	電話:0745-82-1304 (IP:0745-88-9070)
大字陀地域事務所	地域市民課	電話:0745-83-2251 (IP:0745-88-114)
菟田野地域事務所	地域市民課	電話:0745-84-2521 (IP:0745-88-187)
室生地域事務所	地域市民課	電話:0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)



15. 宇陀市防犯カメラ設置事業補助金

1. 趣旨・目的

住民の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止及び抑止を目的とします。

2. 事業内容

内容

自治会等が行う防犯カメラ設置事業に要する経費の一部を補助します。

対象団体

自治会、認可地縁団体又はまちづくり協議会

対象事業

- 防犯カメラの購入及び設置に要する経費
- 防犯カメラの設置を示す看板等の設置に要する経費

公募時期

R7年6月1日～R7年9月30日（R8年度事業分）

補助額

補助対象経費の2/3以内の額（上限額20万円）

問合せ先

総務部 危機管理課 電話：0745-82-1304 (IP:0745-88-9070)
大宇陀地域事務所 地域市民課 電話：0745-83-2251 (IP:0745-88-9114)
菟田野地域事務所 地域市民課 電話：0745-84-2521 (IP:0745-88-9187)
室生地域事務所 地域市民課 電話：0745-92-2001 (IP:0745-88-9181)

16. 宇陀市自主防災組織の資機材等の整備に係る補助金

1. 趣旨・目的

結成された自主防災組織の資機材や備蓄食糧の強化拡充を図り、地域の共助意識の高揚を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

自主防災組織の活動のため必要となる資機材や備蓄食糧の整備に要する経費に対する補助を行います。

対象団体

市内の自主防災の活動の促進を図るため結成した自主防災組織

対象事業

自主防災組織の活動のため必要となる資機材や備蓄食料の整備に要する経費
※資機材については、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、補助金の交付は受けられません。
※備蓄食糧については、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年間は、補助金の交付は受けられません。

公募時期

R7年4月1日～R8年3月31日
(予算の範囲内に限りますので、前年度の9月末までにご相談下さい。)

補助額

宇陀市自主防災組織の資機材等の整備に係る補助金交付要綱による。

問合せ先

総務部 危機管理課
電話:0745-82-1304 (IP:0745-88-9070)

17. 宇陀市自主防災組織育成事業補助金

1. 趣旨・目的

自主防災の結成の促進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

市内の自主防災の活動の促進を図るため結成した自主防災組織に対する補助を行います。

対象団体

市内の自主防災の活動の促進を図るため結成した自主防災組織

対象事業

補助の対象となる経費は、次のいずれにも該当するものとする。

- ① 防災訓練
- ② 防災知識の啓発活動
- ③ 自主避難所の運営に関する経費
- ④ 災害用備蓄品の購入に関する経費
- ⑤ その他自主防災組織の設立や運営等に必要な活動

公募時期

R7年4月1日～R8年3月31日
(予算の範囲内に限りますので、前年度の9月末までにご相談下さい。)

補助額

当該年度の4月1日現在の世帯数に基づき算定し、1組織につき1回限りの交付とします。

問合せ先

総務部 危機管理課
電話:0745-82-1304 (IP:0745-88-9070)



18. コミュニティ助成事業（自主防災分）

1. 趣旨・目的

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とします。

2. 事業内容

内容

自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に要する経費について、自治総合センターの決定に基づき助成金を交付します。

実施主体：一般財団法人 自治総合センター

対象団体

自主防災組織

公募時期

R7年9月頃（R8年度事業分）

補助額

30万円から200万円まで（10万円単位）

問合せ先

総務部 危機管理課
電話：0745-82-1304（IP:0745-88-9070）

19. 宇陀市不法投棄防止施設設置事業補助金

1. 趣旨・目的

国・県道及び市の管理する道路から不法に投棄される廃棄物により、公衆衛生や生活環境の保全上支障が生じる恐れがある場合において、その被害を防止することを目的とします。

2. 事業内容

内容

不法投棄防止施設（防止柵・防止網等）の設置に対する補助を行います。

対象者

宇陀市内の土地に防護柵等を設置する者

対象事業

- ①防止柵
- ②防止網
- ③その他市長が適当と認めたもの

公募時期

R7年4月1日～R8年3月31日（但し、前年度の9月末までにご相談下さい。）

補助額

設置に要する経費が1万円以上10万円以下でその1/2以内

問合せ先

市民環境部 環境対策課
電話：0745-82-2202 (IP:0745-88-9078)

20. 宇陀市集団資源回収助成金

1. 趣旨・目的

再生利用可能な一般廃棄物の集団回収を促し、一般廃棄物の減量及び資源の再利用を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

再生利用可能な一般廃棄物の集団資源回収活動を自主的に行う団体に対する資源回収助成を行います。

対象団体

営利を目的としない地域住民で組織する団体
※事前に登録が必要です。

対象事業

一般廃棄物の集団回収を年2回以上行い、集団回収した資源を宇陀市集団資源回収助成金交付要綱第4条の規定により登録した業者に回収を依頼するもの。

公募時期

R8年2月～R8年3月10日（予算及び事務遂行の都合上、早期にご相談ください。）
※登録団体の運営上必要な場合には、年2回（9月・3月）に分けて提出可。

補助額

集団回収した資源の重量1kgにつき3円以内

問合せ先

市民環境部 環境対策課
電話：0745-82-2202（IP:0745-88-9078）

21. 宇陀市高齢者軟骨伝導集音器購入費助成金

1. 趣旨・目的

軟骨伝導集音器による「聞こえ」が改善されることで、意思決定の促進など高齢者等がいきいきと活躍できる社会環境の実現を目指します。

2. 事業内容

内容

宇陀市内の高齢者の耳の聞こえを保証し、認知症の予防につなげていくため、軟骨伝導集音器の購入に要する経費に対し、助成金を交付します。

対象団体

1. 市内在住の満65歳以上で市税に滞納がない方
2. 市内に所在地を置き、聞き取りが困難な高齢者等が訪れる窓口業務を行う団体

対象事業

公募時期

R7年4月～R8年3月末（予算がなくなり次第終了）



補助額

助成対象者1人（1団体）につき1回限りで、集音器1台分の助成対象経費額の1/2（上限は10,000円）。ただし、付属品の購入経費、送料、修理費は除く。

問合せ先

健康福祉部 介護福祉課
電話：0745-82-3675 (IP:0745-88-9088)



22. 宇陀市こども食堂運営支援補助金

1. 趣旨・目的

こども食堂を通じて、子どもを健やかに育成するための環境整備の推進を図ることを目的とします。

2. 事業内容

事業内容

こども食堂を運営し、食事や学習、地域住民との交流などを通して子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進する取組を実施する宇陀市内の団体に対する補助を行います。

対象団体

市内でこども食堂を運営する団体のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- ①暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体ではないこと。
- ②政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体であること。

対象事業

次の要件のいずれにも該当している事業とする。

- ①原則として、こども食堂の運営を1年以上継続し、かつ、年間3回以上行う予定であること。
- ②1回当たり10食以上の食事を提供できる体制が構築されていること。
- ③常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
- ④食事の提供に当たり、食中毒、食物アレルギー等への対策及び対応を行う体制が構築されていること。

公募時期

実施前にご相談下さい。

補助額

1食につき300円
※年間18万円を上限とする。

問合せ先

健康福祉部 こども未来課
電話:0745-82-2236 (IP:0745-88-9080)



23. 宇陀市おはようラジオ体操推進事業補助金

1. 趣旨・目的

健康の増進及び地域のつながりを深めることを目的とします。

2. 事業内容

内容

地域全体の健康意識を高め、健康行動を起こしていく人を増やすため、地域において継続的にラジオ体操を実施する事業に対して補助を行います。

対象団体

自治会又はまちづくり協議会

対象事業

補助対象団体が実施するおはようラジオ体操事業とし、その実施場所ごとに年間40回以上の実施が見込まれる事業

公募時期

令和7年4月1日～令和8年3月31日（但し、前年度の9月末までにご相談ください。）

補助額

1つの実施場所につき、10,000円

問合せ先

宇陀市保健センター
（榛原サンクシティ2階 うだ健幸プラザ内）
電話：0745-82-2100 FAX：0745-82-2104

24. 健幸づくり講座（健幸プラザ出前講座）

1. 趣旨・目的

「生涯にわたり健やかに心豊かに暮らす」「住み慣れた地域で安心して生活できる」ことを目指し健康や介護、認知症、介護予防、権利擁護等について広く市民に普及啓発し、健康づくりを推進し、「健幸に生活する」ことを目的とします。

2. 事業内容

内容

地域で下記の内容の講座を開催される場合に、職員が出向いたり、講師を派遣します。

- | | |
|----------------|------------------------|
| ①生活習慣病予防・運動習慣 | ⑤認知症サポーター養成講座 |
| ②ストレスチェックや心のケア | ⑥いきいき百歳体操 |
| ③健康に暮らすための食生活 | ⑦認知症予防・介護予防 |
| ④歯と口の健康習慣 | ⑧成年後見制度や権利擁護に関する事
等 |

対象団体

自治会、まちづくり協議会・老人クラブ・ボランティア団体・その他地区組織等

備考

- 場所：地域の集会所や公民館等
- 担当：保健センター・医療介護あんしんセンター・権利擁護センター
- 申込：実施の約1か月前まで
- 費用：無料
- その他：事前に内容、日程等の調整が必要

問合せ・申込先

うだ健幸プラザ
保健センター・医療介護あんしんセンター・権利擁護センター
(榛原サンクシティ2階)
電話：0745-82-2100 (FAX:0745-82-2104)

25. 宇陀市いきいき百歳体操推進事業補助金

1. 趣旨・目的

介護予防及び地域のつながりを深めることを目的とします。

2. 事業内容

内容

介護予防に対する意識を高め、健康行動を起こしていく人を増やすため、地域において継続的にいきいき百歳体操を実施する事業に対して補助を行います。

対象団体

自治会又はまちづくり協議会

対象事業

対象団体：概ね月3回以上実施され、かつ、年45回以上の実施が見込まれる団体
補助対象：いきいき百歳体操推進事業に使用する備品などの購入に要する経費

公募時期

R7年4月1日～R8年3月31日

補助額

一つの実施場所につき1回のみ、30,000円を上限とする。

問合せ先

健康福祉部 医療介護あんしんセンター
(榛原サンクシティ2階 うだ健幸プラザ内)
電話：0745-82-2100 (FAX:0745-82-2104)



26. いきいきサロン開催助成金

1. 趣旨・目的

高齢者の閉じこもりや要支援、要介護状態への進行を防止することを目的として開催されるいきいきサロンの活動を支援します。

2. 事業内容

内容

高齢者がボランティアと共に地域の集会所等を集い、楽しみながら歌、軽体操、軽い手作業等の取り組みを行ういきいきサロンの活動に対し、助成を行います。

対象団体

いきいきサロンボランティア団体

対象事業

いきいきサロン事業

公募時期

補助額

参加人数に基づき算定

問合せ先

社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会
電話:0745-84-4116 (IP:0745-88-9202)

27. 高齢者等サポート隊事業助成金

1. 趣旨・目的

地域に住む高齢者の方々が孤立・孤独にならず安心して暮らせるように身近なご近所エリアでの見守り活動に対して支援を行います。

2. 事業内容

内容

高齢者・障がい者など誰もが地域の中で安心して生活していくために、見守り・声かけ訪問等の活動に対し、助成を行います。

対象団体

自治会・まちづくり協議会

対象事業

高齢者等サポート隊事業

公募時期

補助額

世帯数・高齢化率に基づき算定

問合せ先

社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会
電話:0745-84-4116 (IP:0745-88-9202)

28. 宇陀市空き家空き店舗等活用事業者支援事業補助金

1. 趣旨・目的

空き家空き店舗等を事業のために活用していただく事業者を支援し、地域経済が活性化することを目的とします。

2. 事業内容

内容

空き家空き店舗等の活用を推進するため、事業者に対し施設改修、設備投資、家財道具の処分、家賃について必要経費の一部を補助金として交付する。

対象団体

市内で空き家、空き店舗等を利用して新たに事業を実施する者

対象事業

施設改修、設備投資、家財道具の処分、家賃

公募時期

R7年4月1日～R8年3月31日（但し、公募期間内であっても予算に達すると早期に終了する場合があります。）※年度内に事業完了のものに限る

補助額

一つの事業につき、施設改修及び設備投資	2,000,000円
家財道具の処分	100,000円
家賃	180,000円 を上限とする。

問合せ先

農林商工部 商工産業課
電話：0745-82-5874 (IP:0745-88-9075)

29. 宇陀市農地・農業用施設維持管理に伴う重機借上げ補助金

1. 趣旨・目的

農地及び作業道や、用水路等の農業用施設の機能を適正に発揮し、農業経営の安定向上を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

- ①農地が自然災害（鳥獣害含む。）に起因して畦畔等が崩壊、若しくは崩壊する恐れがある場合の重機借上げ費用を補助します。
- ②農業用施設の維持管理、補修、改良を実施する場合の重機借上げ費用を補助します。

対象団体

自治会、農家組合、市内に住所を有する受益者

対象事業

- 農道、農業用排水路、ため池及び井堰の農業用施設で、受益戸数が2戸以上あるもの。
- 田及び畑で、すでに耕作若しくは耕作できる状態にあり、耕運等の維持管理を行っているもの。

公募時期

R7年4月1日～R8年3月31日

補助額

【農地】

借上げ費用の1/2以内で、40,000円を超えない範囲の額

【農業用施設】

借上げ費用の1/2以内で、150,000円を超えない範囲の額

問合せ先

農林商工部 農林課
電話：0745-82-3679 (IP:0745-88-9090)

30. 宇陀市有害鳥獣捕獲共同取組事業補助金

1. 趣旨・目的

有害鳥獣による農林産物への被害防止を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

有害鳥獣(イノシシ及びニホンジカ)による農林産物への被害防止を図るため、自主的に有害鳥獣の捕獲体制を整備し、捕獲活動を行う団体に対する補助を行います。

対象団体

自治会、農家組合

対象事業

- ① 猟銃免許を受け有害鳥獣捕獲を行う人材を育成し、被害を防止するための体制を整備する経費
- ② 新たに猟銃免許を受けた者2人を含む3人以上の狩猟免許を受けている者が共同でわなを管理する経費
- ③ 有害鳥獣を適正に処理するための経費
- ④ 大量捕獲装置を購入するための経費

公募時期

R7年4月1日～R7年11月30日(④は、前年度に事前協議が必要)

補助額

- ① 40,000円を超えない範囲内の額
- ② 40,000円を超えない範囲内の額
- ③ 成獣1頭につき、30,000円以内の額
- ④ 大量捕獲装置の購入に要した経費の額

問合せ先

農林商工部 農林課
電話:0745-82-3679 (IP:0745-88-9090)



31. 宇陀市観光施設整備等事業費補助金

1. 趣旨・目的

宇陀市内の観光事業振興を図り、地域資源を活用した集客交流や地域産業の活性化につなげることを目的とします。

2. 事業内容

内容

宇陀市の観光事業の振興を図るため、市内の団体等が主体となって行う観光施設整備等の事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

対象団体

自治会、まちづくり協議会、観光による地域振興を目的とする団体

対象事業

宇陀市の観光事業の振興を図るため、市内の団体等が主体となって行う観光施設整備等の事業

公募時期

R7年4月～R8年3月末（ただし、前年度の9月末までにご相談ください）

補助額

新設又は増設：事業費の2/3
改修、修繕又は撤去：事業費の1/2

問合せ先

農林商工部 観光課
電話：0745-82-2457 (IP:0745-88-9081)

32. 宇陀市スポーツ大会誘致等運営費補助金

1. 趣旨・目的

宇陀市内において開催されるスポーツ大会等を誘致することにより、市民の競技力向上の機会を提供し、観光振興や交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 事業内容

内容

宇陀市内において開催されるスポーツ大会等を誘致することにより、市民の競技力向上の機会を提供し、観光振興や交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。

対象団体

宇陀市内で開催するスポーツ大会を主催する団体

対象事業

補助金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれか2つ以上該当する大会とする。

1. 市内において開催する大会参加者が100人以上の大会
2. 市内において開催する大会で、宿泊の実人数(以下「宿泊者数」という。)が10人以上のもの
3. 大会期間中の弁当等は、大会参加者の1/3以上分を宇陀市内業者で購入する。または、大会参加者の1/3以上が宇陀市内観光施設を訪れるなどツーリズム性の高い大会
4. その他市長が適当と認める大会

公募時期

R7年4月～

補助額

大会参加者数による区分	金額
大会参加者数	
100人以上200人未満	5,000円
200人以上300人未満	10,000円
300人以上	20,000円
宿泊者数による区分	金額
大会参加者数	
10人以上20人未満	20,000円
20人以上30人未満	30,000円
30人以上40人未満	40,000円
40人以上	50,000円
大会性質による区分	金額
要件	
ツーリズム性の高い大会	30,000円

問合せ先

農林商工部 観光課
電話:0745-82-2457 (IP:0745-88-9081)

33. 宇陀市スポーツ合宿等宿泊費補助金

1. 趣旨・目的

宇陀市内において開催される、スポーツ競技に係る試合、練習又は研修等を、宿泊を伴って実施するものを誘致することにより、市民の競技力向上の機会を提供し、観光振興や交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的に補助金を交付する。

2. 事業内容

内容

宇陀市内において開催される、スポーツ競技に係る試合、練習又は研修等を、宿泊を伴って実施するものを誘致することにより、市民の競技力向上の機会を提供し、観光振興や交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的に、補助金を交付する。

対象団体

スポーツに関する活動を行う団体（他要件有）

対象事業

補助金の交付の対象となるスポーツ合宿等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. スポーツ団体が、スポーツ技術の向上を目的に、市内の社会体育施設（宇陀市社会体育施設条例に規定する社会体育施設をいう。）又はその他市長が認める施設を使用して行う合宿であること。
2. 旅館業法第2条に規定する旅館・ホテル営業を営む市内の施設（その施設を主として異性を同伴する客の休憩又は宿泊に供するものを除く。）であって、この告示の施行の日において、同法第3条に規定する営業の許可を受けており、現に市内において営業をしている施設に宿泊するものであること。
3. 1回の合宿における宿泊者数が延べ10人以上であること。
4. 政治的、宗教的活動又は営利目的ではないこと。

公募時期

R7年4月～

補助額

補助金の額は、延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

問合せ先

農林商工部 観光課
電話：0745-82-2457 (IP:0745-88-9081)